第3章 通告・相談の受理はどうするか

1. 通告・相談時に何を確認すべきか

虐待通告については、子ども本人や虐待を行っている保護者・親族からのもの、近隣知人からの もの、関係機関からのものがあり、匿名の通告もある。

通告者が近隣知人の場合には、「子どもがどうにかなってしまうのでは」とか「とんでもない親である」といった心配や怒りの気持に加え、「虐待でなかったらどうしよう」と通告することを躊躇する気持ちや、「恨まれたり、責任を問われるのではないか」と通告後の事態への危惧から不安な心理状態で通告してくることも珍しくない。一方で、児童相談所や市区町村が、すぐに虐待をやめさせて問題を解決してくれると期待して、通告してくることもある。

いずれの場合であっても、通告者の気持をしっかり受け止めて耳を傾けることが重要である。通 告者が虐待かどうかを判断する必要はないこと、通告者の秘密は守られることを伝え、通告者が安 心して話ができるように配慮することが大切である。

(1) 通告の対象となる子ども

子ども虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。平成 16 年の児童 虐待防止法改正法により、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されており、これにより必ずしも虐待の事実が明らかでなくても、子どもに 関わる専門家によって子どもの安全・安心が疑われると思われる場合はもちろんのこと、一般の人の目から見て主観的に子どもの安全・安心が疑われる場合であれば、通告義務が生じる。

なお、通告については、児童虐待防止法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤り であったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的にないもの と考えられる。

(2) 通告・相談への対応手順

① 緊急受理会議の開催

通告・相談等への対応に関しては、「市町村児童家庭相談援助指針」及び「児童相談所運営指針」に基づき実施されているが、次のことに留意して虐待通告や相談に対応すること。

- ア. あらかじめ必要事項を記載した虐待相談・通告受付票を作成しておき、これに基づいて聴取する。(表 3·1 参照)
- イ. 虐待の第一報を受けたら、まず通告者からできる限りの情報提供をしてもらう。いつ、どこでのできごとか、どのような程度か、頻度はどうか、子どもや大人の声が聞こえるかどうか、いつ頃から気になっているか、日頃の親子の様子をみかけたことがあるか、子どもの衣服・栄養状態・情緒面はどうか等の情報を通告者が知っている限り聞き取っていく。可能であれば通告者の連絡先も教えてもらう。追加の情報があれば提供してもらうように依頼しておくことも必要である。
- ウ. 次に、住所等から子どもの氏名や家族構成を確認する。また、子どもの所属を確

認し、保育所や学校等から状況を聴取する。保健部門や福祉事務所、場合によって は民生・児童委員(主任児童委員)の情報も聴取する。

- エ. 情報がある程度集まったところで、それらの情報を虐待相談・通告受付票(表 3-1) に記入する。あいまいな情報や不明な項目があった場合、聴取できた事柄を記入した上で、その旨を明記しておく。
- オ. 記入後は速やかに緊急受理会議を開催して、調査項目や対応方針及び担当者を決定する。緊急受理会議には管理職、相談部門の責任者、チームの職員等が参加する。 受理会議の記録を残し、管理職などの責任者の決裁を受ける。決裁後は、虐待通告受付台帳に編綴するとともに、児童記録票にも添付する。

なお、虐待が必ず「通告」という形で入ってくるとは限らず、一般的な「相談」の中から 発見されることがある。たとえば、「たびたび嘘をつく」「おもらしをする」「夜遅くまで帰 らない」「親の言うことを聞かない」など、子どもの行動や性格、育児などの相談、不登校 相談、非行の通告などの場合でも、虐待が潜在している可能性に留意しなければならない。 また、通告された子ども以外のきょうだいへの虐待が潜んでいる場合もあるので、通告・相 談を受けた機関の側が虐待に対する正しい理解をし、虐待を見逃さないための注意を払い、 緊急受理会議等で組織的に判断することが大切である。

表 3-1 (参考様式 1)

衣 5-1(参考 株式		. 17	虐待相談·通告受付票				聴取者 ()			
受理年月日		平成	年	月	日 ()	午前・午後	時	分	
子ども	ふりがな 氏 名									
	生年月日	昭和·平成	年	月		日生 () 歳	男・女		
	住 所									
	就学状況	未就学 /	保・幼 出席状	・小・中 況: 良	・高校 :好	年 欠席がち	組 担任名(不登校状態)	
保護者	ふりがな 氏 名									
	職業	35								
	続柄年齢	続柄() 年	齢(歳)	続柄 () 年鮨) í	歳)	
	住 所						電話			
虐待内容		・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふう	ιc							
虐待の種類		(主◎ 従○):身体的	的/性的	/ネグ	レクト/心)理的)			
子どもの状況		・現在の居場 ・保育所等通		兄:						
家庭の状況		・家族内の格の ・家族以外がい ・同居被害	協力者への有無	(有 ·	無)				
情報源と 保護者の了解		・通告者は ・通告者は ・保護者は	関係。	首 ()から胃	「等を聞いて推 引いた 1らせていない			
通告者	氏 名									
	住 所					電記	f			
	関係	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・警察								
	通告意図	子どもの保護	ŧ .	調査・	相談					
	調査協力	調査協力(諾 •	否)	当所	からの連絡	等(諾・	否)		
通告者への対応		・自機関で実・その他(¥態把握~	する)	
決	裁	年 月	B							

表 3-2 (参考様式 2)

				怕談	* 週台	受付票		腮耳	又首()
	受理年月日	平成	年	Ξ.	月	日 ()	午前・	午後	時	分
子ども	ふりがな 氏 名	6 No. 195	20.00			1000	200	100	V. 262	#4000	22.0
	生年月日	昭和•	平成	年		月	日生	()歳	男・	女
	住 所				710		Set Suit Suit				
	就学状況	未就与	ź /	保・幼 出席状	・小・ 況:	中・高校 良好	で 矢席が	組 ち 不	担任名 登校状態	(態)
保護者	ふりがな 氏 名										
	職業					7					
	続柄年齢	続柄	() 年	齢(歳)	続柄()	年齢	(歳)
	住 所							電記	î		
主 (程度、期間な ど)											
子どもの状況											
子どもの生活歴、 生育歴など											
家庭の状況 及び子 どもの家庭環境		 同月 	こうだV 居家族 ア被害等	の有無	有	· 無					
子どもの居住環境 及び学校、地域社 会等の所属集団の 状況											
援助に関する子ど も、保護者の意向											
j	過去の相談歴										
相談者	氏 名	0									
	住 所							電話			
	関係 (職業)					相	談意図	保	護・調査	至・相談	炎
相談への対応 (緊急対応の要否))		
決 裁		年	月	日							8

② 緊急受理会議の検討事項

- ア. 安全確認の方法と時期
- イ. 緊急性の判断

子どもの被虐待状況(症状・程度)はどうか。生命の危険はないか等緊急保護の 必要性について、関係機関との連携も考慮しながら判断する。

ウ. 初期調査の内容

- ・ 虐待通告の正確な内容把握と事実の確認(虐待相談・通告受付票情報の補完)。
- ・ 関係する機関の確認と調査依頼および役割分担。

エ. 担当者の決定

原則として複数対応。性的虐待が疑われる場合は、加害者の性ではない職員が担当する。

③ 緊急受理会議後の対応

緊急を要すると判断される場合は、その場にいる職員で分担して対応を開始する。

子どもの安全確認は、直接目視により行うことが原則である。通告受理後、48 時間以内での自治体が定めたルールに従い、子どもの安全確認を実施する。場合によっては、学校の教職員など他の機関の目視にかえることもできるが、その場合は十分に情報を精査する必要がある。

市区町村においては、初期調査・アセスメントの結果一時保護が必要と判断される場合には、速やかに児童相談所に送致する。直ちに送致するかどうか判断に迷う場合にも児童相談所に情報を伝え、その後の対応を迅速に行えるように手だてを講じておく。

虐待の程度が比較的軽く、子どもが危険から逃れる能力がある場合などには、必要な調査や情報収集を行った後に対応方針を決定する。子どもに対しては、今後、必要があれば保護することができることを伝え、連絡方法や警察などの連絡窓口等についての情報を具体的に教える。また、関係機関に連絡し、今後の情報交換、連携について協力を依頼する。

(3) 通告・相談のパターン

子ども虐待の存在について社会的な認識が広がり、市区町村や児童相談所または市区町村・都 道府県の設置する福祉事務所等に「虐待かもしれない」との通告や相談が数多く寄せられるよう になった。通告や相談のパターンは、当事者によるものに加えて、主として次の三つの場合があ る。

① 学校、保育所、病院等、子どもが通っている機関からの通告や相談。家庭内の状況はある 程度分かっており、通告や相談内容も具体的なものが多い。

なお、市区町村においては要保護児童対策地域協議会で取り上げられた要支援児童等に関する情報、またはその他の情報の中で虐待の疑いがあると判断したものについては、当該機関からの通告がなされたものとして受理する。

② 同居の家族や親族など、子どもの虐待を直接見ているが、独力では解決が困難で通告や相談をしてくるもの。主観的・感情的な表現が多く、緊急な対応を求められることもあるが、 多くは自分が通告・相談したことを秘密にしてほしいとの気持ちが強く、通告者を介しての 援助や介入の糸口は期待しにくい。

また、別居している保護者による係争中の相手に対するものや、DVの加害者が被害者である配偶者に虐待があるとして通告する場合など、通告内容の真偽を測ることが難しいものもある。

③ 近隣住民等からの通告・相談。子どもや家族の様子は断片的にしか分からず、必ずしも正確であるとは言えないものもあるが、貴重な情報になる。しかし当該世帯の存在の有無を含めて、住所や氏名、家族構成など基本的なことからの調査が必要になる。

(4) 通告・相談者別の対応のあり方

① 子ども本人からの相談

子ども本人から相談しようとしたことについて、まずは「よく相談をしてくれた」とねぎらい、できる限りの援助をすることを伝えた上で、次のように対応する。

- ア. 児童相談所や市区町村等が必ず安全を守ることを伝えた上で、子どもの状況を把握する。
 - (ア) 虐待の内容と程度。
 - (イ) 協力してもらえる人の有無。
 - (ウ) 子どもが一人で行動できる力の程度や範囲。
- イ. 児童相談所や市区町村等の援助の内容、方法を具体的に説明する。
- ウ. 子どもと関わりのある学校等の関係機関と協力して解決していくことを説明して子どもの了解を得る。
- エ. 緊急の場合に助けを求めることができる場所等(交番等)や方法を伝えておく。
- オ. 連絡方法の確認や会って話を聴く約束をする等、子どもとの継続的な関わりが持てるようはたらきかける。

なお、子ども本人が相談してくる場合、客観的な事実は別として、子ども本人にとっては 深刻な状況であることを認識しておく必要がある。相談しようと思ったきっかけを聴き取る ことで、子どもの置かれた状況がよく理解できる場合もある。子どもは自分が相談したこと が保護者に知れたら困るという強い不安を持っている場合が多い。子どもの不安を受け止め、 自分から相談したことを尊重し、こちらの対応を丁寧に説明するなかで、子どもの気持ちに 沿った対応に努めながら、推測や思いこみ及び誘導となるような質問を避け、慎重に対応す る必要がある。

② 虐待を行っている保護者からの相談

虐待者本人が自ら相談するのは、相当な勇気と決断を要することである点をまずは理解しておくことが必要である。相談に対してはその点を踏まえて、非難や批判をせず、訴えを傾聴する。ともに問題を考える姿勢を示し、解決への方法や見通しについて、具体的な助言や指示をする。 保護者の精神状態や虐待の程度によっては危機的状況にあって早期に介入をしなければならない場合があることに留意する。

- ア. 情報収集の内容
 - (ア) 虐待の内容と程度。

- (4) 虐待を受けている子どもに対する気持ち。
- (ウ) 家族関係や生活の状況。(DV被害等を含む。)
- (エ) 援助者 (親族・関係機関) の有無。
- (オ) どんな援助を求めているか。
- イ. 児童相談所や市区町村等の援助の内容、方法を具体的に説明し、来所の約束や訪問することの承諾を得る。

③ 家族、親族からの通告・相談

- ア. 家族、親族としての立場や心配を受け止めながら話を傾聴し、虐待を行っている 保護者や虐待を受けている子どもとの関係等についての情報を聴取する。
- イ. 家族については、虐待状況の中に置かれている当事者として受け止め、ともに家族の問題を考える姿勢で向かい合う。解決への方法や見通しについて具体的助言や指示が必要な場合もある。
- ウ. 親族の通告には、虐待を行っている保護者を恐れていたり、家族間の軋轢による中傷、親権を巡る争い等が含まれることもあるので、通告に至ったきっかけを尋ねたり、今後の対応についての希望を聴き取ることで、通告の真意を十分理解して状況を把握する必要がある。具体的な助言や指示等は慎重に行わなければならない。
- エ. 通告者がDV加害等の問題を抱えている可能性も考慮し、情報を聴取する。この場合、DV被害者等に関する個人情報の提供につながることがないよう特に留意する。

④ 地域、近隣住民からの通告・相談

- ア. 匿名通告の場合は、市区町村や児童相談所は通告者が特定される情報を秘匿するように定められていることについてていねいに説明して、氏名、住所、連絡先等を教えてもらう努力をし、それが困難な場合には、後日連絡をもらえるよう依頼する。また、以後の情報を受ける窓口として、担当者名等を通告者にわかりやすく伝える。
- イ. 市区町村や児童相談所が責任を持って対応することを伝え、通告内容についての継続的な情報提供等の協力を依頼する。なお必要に応じて、市区町村や児童相談所には守秘義務があり、個人情報に属することについては通告者に情報提供できないことを伝える。
- ウ. 通告者の考え方や態度から、通告者が虐待対応上不適切な直接的行動をとる可能性が危惧されるような場合は、通告者の気持ちや考えを受け止めたうえで、市区町村や児童相談所の対応について説明し理解と協力を求める。

⑤ 警察からの通告

児童福祉法及び児童虐待防止法は、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所、もしくは 児童相談所を通告先として規定していることから、警察が把握した場合にはいずれかの機関 に対して通告が行われることになる。

なお、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所は、警察からの要保護児童の通告について、身柄を伴うか否かを問わず、その受理を拒否することはできない。 このため、市区町村または都道府県の設置する福祉事務所は、警察からの通告を受けた場合 において、その子どもについて一時保護が必要であると判断するときは、通告を受理した上 で児童相談所に送致しなければならない。

また、虐待を通告の理由としたものの他、家出、徘徊、迷子、万引き等の背景に虐待がある場合も多いので留意が必要である。

- ア. 緊急度や重症度が高いと判断される場合には、次の(7)及び(4)の対応が優先される こととなるが、可能な範囲で(f)についても確認する。
 - (7) 虐待内容と受傷の程度等の情報を聴取し、一時保護の必要性や一時保護所で保護が可能かどうか、入院の要否や医師の待機の必要性を確認する。

また、市区町村が通告を受けた場合には、一時保護や立入調査など職権を伴う措置の必要性についての意見も聴取する。そのうえで、子どもの保護や職権行使の要否を検討する必要がある場合には、直ちに所管の児童相談所と協議をする。そのうえで、児童相談所への送致や援助の求めをする。

- (4) 保護者からの物理的な抵抗を受けるおそれがあり、児童相談所だけでは一時 保護の実施や子どもの安全の確保等が困難な場合には、警察への援助依頼を検 討する。
- (ウ) 警察が、 通告をしたことについて保護者に連絡したか、していれば保護者 の反応はどうだったかを確認する。また、警察の今後のかかわり方についても 聴取する。
- イ. 警察が一時保護を要すると思料する要保護児童を発見し、児童相談所に通告した 場合児童相談所においては、夜間、休日等であっても原則として速やかに警察に赴 いてその子どもの身柄の引継ぎを行うことが必要である。
- ウ. ただし、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談 所が直ちに子どもの身柄を引き取ることができないときには、警察に対して一時保 護委託を行うことも考えられる。
- エ. また、特に夜間において、児童相談所の職員だけでは対応が著しく困難な場合には、警察職員に一時保護所までの同行を依頼するといった対応が必要となることも考えられる。児童相談所においては、こうした点も踏まえ、警察との日常的な協力関係を築くよう努めること。
- オ. なお、市町村にこのような通告が入った場合には、直ちに児童相談所に連絡する とともに専門的助言を求め、場合によっては送致を行うこともが必要である。
- ⑥ 保育所、学校等からの通告・相談
 - ア. 身体的虐待やネグレクト、性的虐待が疑われる場合には、子どもが保育所や学校等に留まっていれば、直ちに訪問して直接目視による安全確認を行い、保育所・学校等での聴き取り調査により実態を把握する。地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告をした機関が特定される可能性が高いことを説明し、通告機関から先に通告の事実を保護者に告知するかしないかを協議・確認するなど、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼する。
 - イ. 聞き取るおもな内容は以下のとおりである。

- (7) 虐待を受けた子どもの在籍状況(入所年月日、入所理由、出欠状況等)。なお、きょうだいが在籍していればその状況も必ず聴取する。
- (イ) 虐待を受けた子どもの状況(受傷の状況など虐待を受けたと思われる詳しい 状況、発育状態、服装、衛生状態、行動上の問題、食欲等)。
- (ウ) 虐待を行っている保護者の状況(受傷についての保護者の説明、負傷についての受診の有無、送迎時の様子、家族関係、性格、経済状況等)。
- ウ. 子どもが帰宅を拒否したり、受傷の程度が重くまた安全の確保が保障できない場合には、一時保護を検討する。
- エ. 受傷の程度によっては、医療機関へ受診させる。また、外傷がみられる場合には 写真を撮影しておく。
- オ. 通告された子どもと家庭について、福祉事務所、市区町村保健センター等から情報を収集する。
- ⑦ 市区町村保健センター・保健所等からの通告・相談
 - ア. 家族状況、きょうだい関係や乳幼児健康診査歴等の情報を確認する。
 - イ. 虐待を行っている保護者に精神疾患が疑われる場合は、精神保健福祉相談員また は保健師と連携し、必要な場合は主治医、警察等への協力を要請する。
 - ウ. 緊密な情報交換や市区町村児童相談担当や児童相談所と保健師との同行訪問な どの連携体制をつくる。
- ⑧ 医療機関からの通告・相談

入院中に通告・相談されるケースや、外来受診時に虐待を危惧して通告・相談されるケースがある。通告を受けたら、直ちに医療機関に出向いて主治医や関係職員から状況を聴取し、子どもが入院中の場合はその状態を直接確認する。

- ア. 受診経過(いつ、どこから、誰が付き添って来たか)
- イ. 子どもの状態と見通し(外来であれば継続あるいは再受診の可能性の確認)
- ウ. 虐待と判断もしくは疑った根拠(診療情報提供書発行の依頼)
- エ. 警察への通報の有無の確認(場合によっては通報を要請)
- オ. 保護者は受傷についてどう説明し、どういう態度だったか、子どもへの対応はどうだったか確認。また医師から保護者に対して、受傷等についての所見をどのように説明したか。また虐待通告について告知したかどうかを確認する。
- カ. 院の説明に対する保護者の反応はどうか。
- キ. 保護者について病院が知り得ている情報と意見。
- ク. 児童相談所や市区町村が関わることについて保護者に告知するための場面設定 と紹介の方法および今後の連携の窓口担当者を確認。
- ケ. 子どもの安全確保のため一時保護委託をとる必要がある場合には、一時保護後の付き添い体制について協議し、転院が望ましい場合にはその手配、子どもの安全な移送方法などについても確認する。なお、保護者対応での警察への援助要請等についても病院と協議する。

- ⑨ 民生・児童委員(主任児童委員)からの相談・通告・仲介
 - ア. 通告・仲介の内容を聴取し、地域での家族の生活状況や、家族への援助者の有無等について、当該家族の人権を配慮した調査について協力を要請する。
 - イ. 継続的な観察及び情報の提供について協力を依頼する。
 - ウ. 具体的に依頼する内容を明確に伝えること。
 - エ. 対応後には経過を伝え、再度状況が悪化した場合の協力を要請する。
- ⑩ 配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所からの相談・通告
 - ア. 配偶者からの暴力がある家庭においては、心理的虐待だけでなく、子どもが身体 的虐待、性的虐待またはネグレクトを受けている場合も多いことに留意する。
 - イ. 子どもまたは子どもの保護者に対応する場合、その対応によって配偶者からの暴力の被害者が、更なる暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるなど、配偶者からの暴力の被害者及びその子どもの安全が損なわれることのないよう、ケースカンファレンス等により、事前に必ず配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所・女性センター、福祉事務所等と十分な協議を行い対応する。
 - ウ. 福祉事務所や婦人相談所・女性センターに配置されている婦人相談員と適切に連携して対応できるように留意する。

(5) 時間外の対応

休日、夜間についても適切な対応ができる体制(時間外窓口、職員連絡、夜間対応のマニュアルなど)の整備が必要である。

市区町村等においては、例えば、当直体制の整備など、自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めることが前提であるが、夜間、休日等の執務時間外における電話等による通告の受理について、

- ① 複数の市区町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携し、輪番制等により担当する。
- ② 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関と協定を結ぶなどして対応を委託する。
- ③ 児童相談所の担当区域内の市区町村、都道府県の設置する福祉事務所への通告については、 児童相談所と協議の上で自動転送し、児童相談所において対応する。

といった手法により対応することが考えられる。いずれにしても通告受理後の対応は事例の緊急 度等に対応し得るような体制を整備することが必要である。

また、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市区町村や都道府県の設置する福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、 夜間、休日等の執務時間外の市区町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。

緊急対応を要する場合には、当面の対応方針と担当職員(チーム体制)を決定して初期対応を 行う。翌日等に緊急受理会議を開き、時間外対応の状況報告と評価を行い、今後の方針を決定す る。

2. 市区町村から児童相談所への送致等をどうするか

(1) 送致

① 送致の目的

市区町村と児童相談所との狭間で適切な役割分担・連携が図られず不幸な結果を防ぐことができなかったケースが発生している。虐待対応は行政サービスや行政権限を重層的に、あるいは連続的に活用することが必要であり、その意思表示や橋渡しのために送致の手続きがある。

② 送致を検討する場合

ア. 緊急に一時保護が必要な場合

市区町村が通告を受け、子どもの安全確認を行った結果、子ども本人が保護を求めていたり、すでに重大な結果が生じている場合には、ただちに所管の組織に報告を行い、市区町村長または専決者の決裁をもって送致の意思決定を行い、児童相談所に送致すること。

送致は書面で行うことが基本であるが、緊急の場合は電話等で連絡を行い、送致 書は後日送付するなど柔軟に対応する。

市区町村の送致により主担当機関が変更になったとしても、市区町村はそれまでの調査の結果や情報の提供、保護者への説明、また一時保護に際して子どもに不安を抱かせないための移送の同行等、可能な協力をおこなうこと。

イ. 安全確認ができない場合

市区町村が通告を受け、子どもの安全確認を行うための家庭訪問等の調査において、時間、方法、手段を変えても所在が確認できない場合、保護者等には接触できるが、子どもとの面会を拒否された場合等においては、児童相談所の機能を活用して安全確認をするため、送致することが適当である。

ウ. 判定を目的とした送致の場合

児童相談所の持つ専門性を活用し、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を依頼する場合には、児童相談所に送致する。この場合、事前に保護者に判定の必要性について十分な理解を得るとともに、判定への同行や、判定結果を伝える際に保護者の同意を得て同席するなど、その後の支援との連続性を保てるようにすることが大切である。

エ. 市区町村では対応が困難なケース

保護者が虐待を認めない、市区町村による援助や指導に乗らない、長期に渡り改善が見られない場合などのほか、行政処分として誓約書を出させる等の強い指導を行う必要がある場合、受傷原因不明の怪我で虐待の確証が得られないために専門的な調査を要する場合、さらには子どもの安全のため調査の一環としての一時保護による診断・判定を行うことが必要と判断される場合などには、児童相談所と協議の上、必要に応じて送致する。いずれにしても、個々の市区町村の力量に応じ、市区町村において対応が困難と判断した事例については、児童相談所も積極的に対応す

る姿勢を持つことが大切である。

③ 送致する際の留意点

ア. 送致に関する児童相談所との協議について

児童相談所への送致は市区町村の判断で行うものであるが、両者が持てる機能と 権限の実態を踏まえ、最も効果的な方策を協議した上で、判断を行うことが望まれる。

イ. 送致に伴う主担当機関の変更

市区町村は、緊急に一時保護等が必要であるとして送致する場合はもちろん、市区町村が「自ら対応することが困難である」と判断した際の主担当機関変更の手続きを明確にすることで、ケースが支援の狭間に落ちないように留意すること。市区町村の相談体制や対応力は様々であり、各機関が対応すべき事例の程度、市区町村から児童相談所に送致する基準、手続きについて両者の協議により定めておくこと。送致により主担当機関は児童相談所に移る。しかし一時保護を行った場合でも家庭復帰が見込まれる事例もあり、市区町村はその後の援助につなぐため、児童相談所から引き続き情報を得る必要がある。また児童相談所は、送致後の対応状況を市区町村に報告すること。

ウ. 送致後の市区町村の対応について

送致により、あるいは送致によらず主担当機関が児童相談所に移っても、長期に渡り家庭復帰が望めない場合を除き、当該市区町村での生活を継続する、あるいは継続が見込まれる場合には、児童相談所の援助指針に基づいて、市区町村は必要な情報の収集や母子保健サービス、一般の子育て支援サービス等の身近な資源を活用し積極的に支援をしていくこと。

(2) 通知の積極的な活用

市区町村からの送致により児童相談所に主担当機関が移っても、児童相談所による出頭要求や立入調査、もしくは一時保護が適当であると市区町村が考える場合には、児童虐待防止法第8条第1項第2号に規定されている「通知」を行い、児童相談所の機能が活用されるように図る必要がある。なお、市区町村からの通知があった場合には、児童相談所は通知に係る措置の実施状況を児童福祉審議会に報告しなければならない。(児童虐待防止法施行規則第7条)

(3) 児童相談所に援助を求める場合

市区町村が児童相談所の専門的な知識及び技術が必要と判断し、児童相談所に技術的援助や助言を求める際には、具体的にどのような援助や助言が必要であるかを明らかにした上で、組織的な判断のもと援助等を求めること。市区町村だけでの対応が困難であると思われる場合には、まず児童相談所に技術的援助や助言を求め、協働して訪問や面接等をした上で援助方針を協議することが適切である。